

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を申請される方へ

【対象となる中小企業者】 ※1か2のいずれかの要件を満たす必要があります。

- 1 当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
- 2 当該事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者

【ご提出いただく書類】

- 1 認定申請書 2枚（実印を押印 ※法人の場合は法人の実印）
- 2 直近の確定申告書の写し（電子申告の場合、「受信通知」又は「メール詳細」を添付）
法人：前期法人税確定申告書の写し（別表一（一）のみで可）
個人：前年の所得税確定申告書の写し（第一表のみで可）

3 【要件1で申請する場合】

債権等の金額が確認できる文書等の写し（手形や売掛先が発行した債務額が確認できる書類）

※申請書に記入される売掛金に該当するものすべての写しをお持ちください

【要件2で申請する場合】

取引規模がわかる売上台帳等

※円単位の資料の場合は円単位で、千円単位の資料の場合は千円単位でご記載ください。円単位・千円単位が混在する場合は千円単位で計算し、「〇〇〇千円」とご記載ください。端数については切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれで記載いただいてもかまいませんが、取引規模が20%未満の場合は切上げ等を行って20%にすることはできません。

- 4 履歴事項全部証明書（法人の場合）
※発行日から3か月以内のもの
※本店登記地が町田市内であることが必要です。
- 5 許認可証等の写し（許認可等が必要な業種の場合）
- 6 印鑑証明書（法人の場合は法人の実印）

【認定窓口】

町田市経済観光部 産業政策課（906窓口）

住所：町田市森野2-2-22

TEL：042-724-2129

FAX：050-3101-9615

※認定書については、申請の翌開庁日の午後以降に産業政策課窓口にてお引き渡しいたします。